

第3回上越市自治基本条例検証委員会

と き 令和5年1月18日（水）
午前10時 ～

ところ 上越市役所木田第1庁舎
401会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - ・ 条例の検証
- 3 その他
- 4 閉会

令和5年1月18日
第3回自治基本条例検証委員会
資料リスト

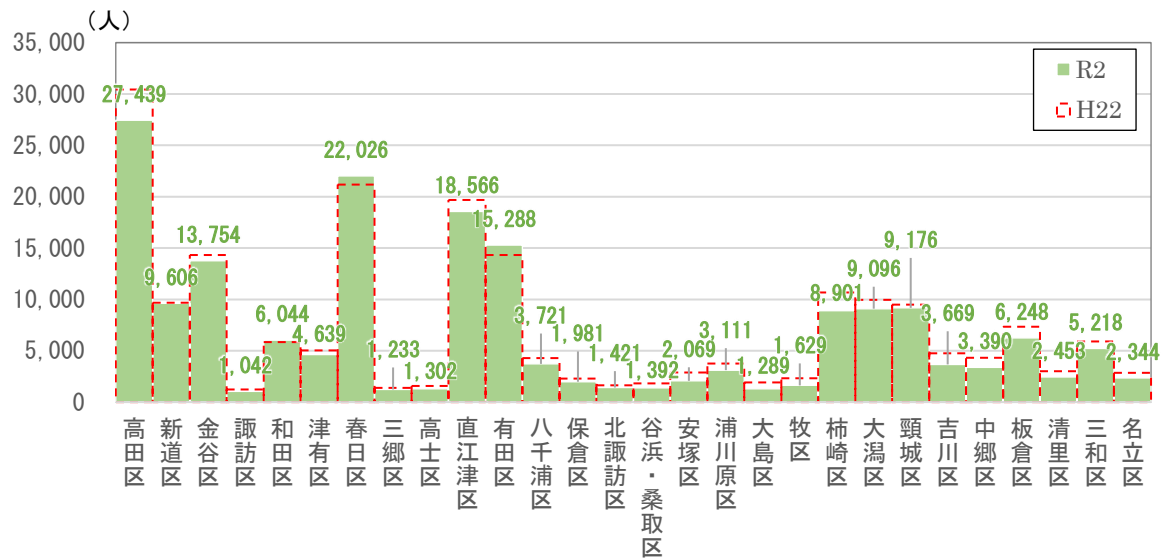
資料リスト

- ・ 次第
- ・ 資料 No. 1
「上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案）」第2回会議での意見を受けた対応一覧
- ・ 資料 No. 2
「上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案）」第3回会議に向けた事前意見一覧

「上越市自治基本条例に係る検証報告書(素案)」第2回会議での意見を受けた対応一覧

No.	素案 該当頁	該当項目	第2回会議での意見内容	委員名	対応方針(案) (★:素案の変更あり)
1	P7～	2-1人口動態	内海委員からの事前意見(第2回会議資料No.1のNo.4)を受けて追加する地区別の人口増減についての記載に加え、参考資料としてグラフ等を付けてはどうか。	吉田座長	★ご意見を踏まえ、グラフを追加します。
2	P23～	2-6人権	まちづくりを推進していく市民のメンバーとして外国人市民をとらえたときに、第36条コミュニティの規定の解説において、(町内会等に入っているということかもしれないが)外国人市民が関わることのできるものが入っているかどうか。	吉田座長	まず、第2条で定義される「市民」は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、実態として本市の区域内に生活の本拠を有する個人等を意味しており、外国人市民も分け隔てなく市民ととらえています。この前提の下、第36条のコミュニティは、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体と定義しており、外国人市民の参加を含んでいます。
3	P23～	2-6人権	情勢分析として、外国人市民の受入れ体制等という話だけではなく、ともにまちづくりを一緒にやっていくメンバーとして外国人市民をとらえられるような文言に少しでもなるといいのではないかと。人権というよりも、他の第36条のところと関わる話で、そういった要点も入れられるといいのではないかと。	吉田座長	ご意見を踏まえ、2-1人口動態の考察に次のとおり外国人市民をめぐるコミュニティの考察を追加します。 ★また、外国人市民を含む多様な考えや立場の人がコミュニティに積極的に参加し、地域の課題の解決のために互いに助け合い、支え合うことが期待される。
4	—	(第27条 出資法人)	出資法人の経営状況について報告を徴するのではなく、内部や外部の監査によりその状況を把握するため、監査の文言を加えてはどうか。	吉田委員	市では、4分の1以上を出資している法人の経営状況について報告を受け、市議会へ報告しています。また、経営状況等が悪化し、経営改善等が必要な場合は、市が株主や取締役、指定管理者の指定元等として、出資法人等に対して助言その他必要な措置を講じ、専門的な見地からの助言等が必要な場合は、顧問公認会計士と相談の上、適切な助言等を実施しているほか、経営状況が悪化している出資法人等については、外部専門家を中心に構成される「第三セクター等評価委員会」において、経営状況の分析・評価を実施しています。
5	—	(第27条 出資法人)	市が監査に入るというよりも、民間でしっかりと責任を持って市に提示をできるような環境づくりをしないといけないと思う。民間が責任を持って市に説明できる具体的なメンバー、第三者を選定した中で、しっかり連携して現状を把握しながら経営を進めていっていただきたい。	丸山委員	今後、条例第27条第1項で定める「助言その他必要な措置」として、出資法人への指導・監督の強化を検討していく予定ですが、現時点では、地方自治法の規定の範囲内での取組を想定しているため、条例の規定を修正する必要はないと考えます。

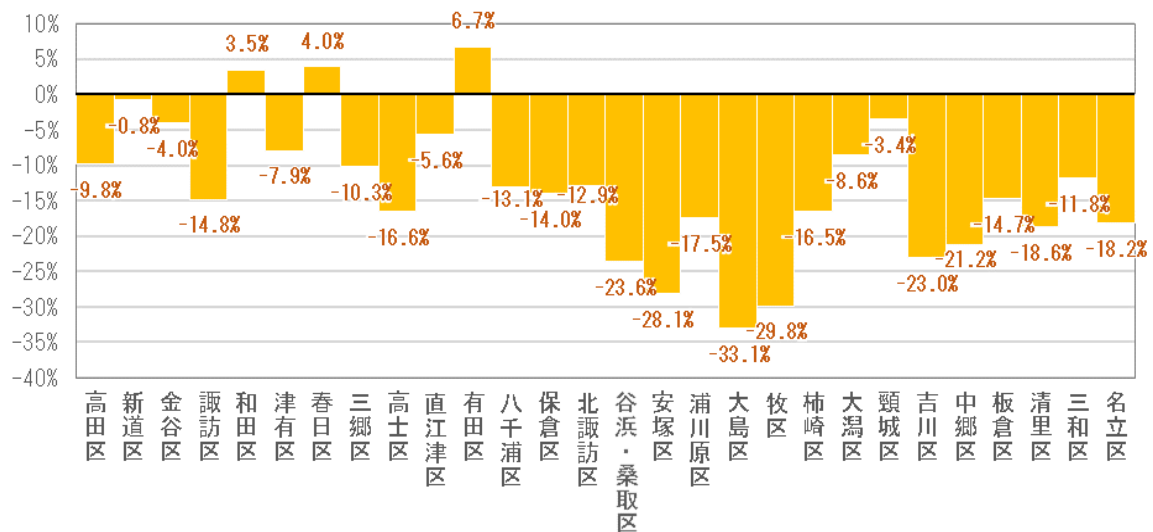
参考：地域別人口（平成22年10月1日→令和2年10月1日）



資料：総務省「国勢調査」

備考：令和2年10月1日現在の地域自治体に組み替えた数値（以下同じ）

参考：地域別人口増減率（平成22年10月1日→令和2年10月1日）



資料：総務省「国勢調査」

「上越市自治基本条例に係る検証報告書(素案)」第3回会議に向けた事前意見一覧

No.	素案 該当頁	該当項目	意見内容	委員名	対応方針(案) (★:素案の変更あり)
1	P27～ 29	2-8災害等の発生状況	●情勢分析や考察に関して ・全体的な印象として、市民の生命及び生活再建、被災地及び被災者を第一とする視点が薄いように感じる。	新保副座長	第31条の「安全で安心な市民生活の確保」という目的を前提として社会経済情勢を分析しているため、ご意見の視点について触れていません。
2	P27～ 29	2-8災害等の発生状況	●情勢分析や考察に関して ・考察の③箇所目、「令和3年大雪災害などの発生時には～迅速に努めてきた。」とあるが、実際に市民からの直接の要望・意見、議会での問題提議、共助の視点で支援に携わる現場や団体から様々な課題が出されたと感じている。そういった課題認識に対する表現として適当か。	新保副座長	様々な災害等に対応・対処してきた中で、社会情勢の変化などにより新たな課題が生じていることを記述するための例示として挙げたものです。 令和3年の大雪災害の対応については、ご指摘のように、市へのご意見・ご要望などがありました。市としても「大雪検証」として課題と対策を整理し、それぞれの課題の解消に向けた取組を進めていることから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ★本市においては、令和元年10月の台風19号、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大など、市民生活に影響のある事象に対しては、上越市危機管理対応指針の定めるところにより、上越市地域防災計画などの緊急事態に対応する計画に基づき、市民の安全と安心を迅速に確保するよう努めています。 また、大雪により市内各所で生活道路の不通や幹線道路における交通障害を始め、建物や農業施設などに被害が発生し、市民の暮らしや経済活動に大きな影響が生じた令和3年1月の大雪災害では、当時の対応を振り返り、見えてきた課題から、今後の災害対応に活かすべき事項と、市民の皆さんや事業者の皆さんから協力いただきたい事項について整理し、記録に残すことも行っています。
3	P27～ 29	2-8災害等の発生状況	●情勢分析や考察に関して ・6行目、「ペットを伴う避難者などに配慮～」に関して、この問題も大事であることは重々承知しているが、外国人市民、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、さらには目に見えない障がいを抱えた方等の要支援者などの人命よりも先に記載されている順番は適当か。	新保副座長	避難所運営に配慮が必要な避難者への対応と、地域において要支援者を支える人材と体制の確保は、どちらも重要な課題ではありますが、ご意見を踏まえ、記載の順番を入れ替えます。 ★また、増加する外国人市民や高齢化の進行に伴い増加しているひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などの要支援者に対し、地域において支える人材と体制の確保に取り組む必要があるほか、避難所の運営においてはペットを伴う避難者などへの配慮も求められている。
4	P27～ 29	2-8災害等の発生状況	●関係条項に関して ・条項(危機管理)第31条～の中では「災害等の発生時」と記載されているが、災害支援専門家の間では、平時からの体制づくりや人材育成等の備えの重要性がいわれている。条項の中でも、平時から自助・共助が機能する仕組みづくりの促進や支援等の備えに関する内容や表現を含むことが必要だと感じる。	新保副座長	第31条第1項において、市長等は常に不測の事態に備え、必要な体制を整えておく必要があることを規定しており、また、同条第3項において市民の責務を定め、日頃から市民一人ひとりが「自助・共助」といった意識を持ち、実践していくことの必要性を逐条解説にも記載しています。
5	P30～ 31	2-9 治安・防犯の動向	●関係条項に関して 治安・防犯の動向の関係条項がひとつ前の災害等の発生時と同じ条項となっているが、この条項の「災害等」という表現に、自然災害やパンデミック、昨今複雑化する児童虐待や特殊詐欺被害などが全て含まれるのか。 市民がみたときにわかりやすいように、該当条項の「災害等」の注釈などでもう少しわかりやすく表現するなどの工夫が必要だと思う。	新保副座長	第31条では、「市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態」を災害等としており、逐条解説では災害やテロ等を不測の事態と挙げています。社会経済情勢の中で生じる様々な事態に対応するため、条文は今の規定が適当であると考えますが、逐条解説の記載については、ご意見を踏まえ、あらゆる事態が適用されるように表現を改めるよう検討します。
6	-	様々な項目の関係条項としてあげられる、(協働)第35条、(コミュニティ)第36条、(人材育成)第37条に関して	・「課題」の取り扱いについて (協働)では「公共的課題」、(コミュニティ)では「地域の課題」と記載されているが、この課題という言葉の取り扱いの意味(違い)を教えてください。	新保副座長	「公共的課題」は、公共的な目的を果たすための課題、社会一般の利益に関する課題として、第35条ではその解決に当たり、市民、市議会及び市長等が協働を推進するものとしています。 「地域の課題」は、第36条(コミュニティ)の規定で用いており、町内会や婦人会、青年会などが属する範囲の地域における課題です。
7	-	様々な項目の関係条項としてあげられる、(協働)第35条、(コミュニティ)第36条、(人材育成)第37条に関して	・役割及び関係性について 自治を進める4つの行動原則の中の「市民参画の原則」「協働の原則」内で、市民と市議会及び市長等がお互い「尊重・協力」するよう表現されている。条項の中では、市民側に自発的な行動や参加を求めているが、市議会及び市長等は「相互理解及び信頼関係の構築」「尊重」にとどまっている。人口減少、社会経済情勢が複雑化する現代において、市民と市議会及び市長等との「協力、連携、協働(あるいは相互補完などお互い支え合う意味合い)」を含み、あるいはそれらを後押しするような内容や表現も必要だと感じる。	新保副座長	「市民参画」は、市長や市議会が行う市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に対し、市民が自発的かつ主体的にかかわることです。一方、「協働」は、市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場、特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため協力して共に働くことです。そして、市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとしていることから、市民だけでなく、3者の行動や参加を求めています。よって、現状の規定の中で、市民参画の原則や協働の原則に関する市民、市議会、市長3者の役割や関係性を適切に表現できていると考えます。